

## 障害者任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項の規定により、障害者任免状況について通報内容を公表しなければなりません。障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の16第1項ただし書の規定により、やむを得ない場合には、その内容を変えて、公表しない旨及びその理由を公表することができるとされています。

みなかみ町においては、障害者の種類・程度の区分ごとの職員数が少なく、他の情報と照合し、又は各年の数字を比較することにより、特定の職員が障害者であること及びその障害の程度等が推認される恐れがあることから、公表はしておりません。

令和6年7月8日